

29 例外及び一般規定

川島富士雄⁺
玉田大[・]

I. 概要[#]

1. 29 章

A) 一般的例外 (29.1 条)^{*}

物品貿易関係章の規定の適用上、1994 年のガット 20 条の規定及びその解釈に係る注釈は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれる (29.1 条 1)。サービス貿易関係章の規定の適用上、サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) 14 条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれる (29.1 条 3)。この協定のいかなる規定も、締約国が、WTO 紛争解決機関によって承認され、又は自由貿易協定の紛争解決パネルの結果とられる対抗措置 (関税の維持又は引上げ等) を妨げない (29.1 条 4)。

B) 安全保障のための例外 (29.2 条)^{*}

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又はそのような情報へのアクセスを要求すること
- (b) 締約国が国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復に関する自国の義務の履行又は自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置を適用することを妨げること。

C) 一時的なセーフガード措置 (29.3 条)^{*}

この協定のいかなる規定も、締約国が以下の措置を採用・維持することを妨げない。

- ① 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合の経常勘定取引のための支払・移転についての制限 (29.3 条 1)
- ② 次のいずれかの場合の資本の移動に関連する支払・移転についての制限 (29.3 条 2)
 - (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合。

⁺ かわしま ふじお／神戸大学大学院法学研究科教授

[・] たまだ だい／神戸大学大学院法学研究科教授

[#] * = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

(b) 例外的な状況において、資本の移動に関連する支払・移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある場合。

上記①及び②の措置は、外国直接投資関連の支払・移転については適用しない（29.3 条 4）。上記①又は②の措置は、(a) 投資章、国境を越えるサービス章及び金融サービス章の内国民待遇及び最恵国待遇の規定に反しないものであること、(b) 国際通貨基金協定に適合するものであること、(f) 投資章の 9.8 条（収用及び補償）の規定に反しないものであること等の要件（(a)～(h)）を全て満たすものとする（29.3 条 3）。

物品の貿易の場合には、1994 年のガット 12 条及び「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解」の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれる（29.3 条 6）。この 6 の規定に基づいて採用・維持する措置（以下「③の措置」という。）は、非締約国の待遇と比較してこの協定に基づいて他の締約国に与えられる相対的な利益を害してはならない。

上記①～③の措置を採用・維持する締約国は、(a) 他の締約国に対する、措置の採用から 30 日以内の通報、(b) 日程などのできる限り速やかな提示、(c) 措置の速やかな公表、及び(d) 措置の見直しのための他の締約国との速やかな協議の開始、の全ての要件を満たすものとする（29.3 条 7）。

D) 租税に係る課税措置（29.4 条）

この条に特段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない（29.4 条 2）。この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する（29.4 条 3）。ただし、2.3 条（内国民待遇）及び同条の規定を実施するために必要なこの協定の他の規定は、1994 年のガット 3 条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置について適用する。2.15 条（輸出税、租税その他の課徴金）の規定は、租税に係る課税措置について適用する（29.4 条 5）。29.4 条 3 の規定に従うことを条件として、かつ、29.4 条 5 の規定に基く締約国の権利及び義務を害することなく、9.9 条（特定措置の履行要求）2、3 及び 5 の規定は、租税に係る課税措置について適用する（29.4 条 7）。9.7 条（収用及び補償）の規定は、租税に係る課税措置について適用する。ただし、当該租税に係る措置が収用に当たらないことがこの 8 の規定に従って決定されている場合には、いかなる投資家も、同条の規定を請求の根拠として援用することができない（29.4 条 8）。

E) たばこの規制のための措置（29.5 条）*

締約国は、自国によるたばこの規制のための措置に対する不服の申立てに係る請求について、投資仲裁（9 章 B 節）の利益を否認することを選択することができる。当該締約国

は、仲裁手続の期間中に利益を否認することを選択することができる。この場合、当該請求は、棄却される。なお、たばこの規制のための措置とは、製造されたたばこ製品の生産若しくは消費、流通、ラベル、包装、宣伝、マーケティング、販売促進、販売、購入又は使用に関するもの及び検査、記録、報告の要求等の取締措置をいう。

F) ワイタング条約 (29.6 条)

この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタング条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない（29.6 条 1）。締約国は、ワイタング条約の解釈がこの協定の紛争解決に関する規定の対象とならないことに合意する（29.6 条 2）。

G) 情報の開示 (29.7 条)

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の法令に反し、法令の実施を妨げ、又は公共の利益に反することとなる情報及び公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報を提供・開示することを要求するものと解してはならない。

II. 解説・コメント

《一般的例外》 29.1 条は下表のように物品貿易関連章とサービス貿易関連章を分け、それぞれガット又は GATS の一般的例外規定を組み込んでいる（電子商取引章は GATS14 条の適用対象とされるが、29.1 条 3 注はデジタル・プロダクトが物品又はサービスのいずれに分類されるべきかについて影響を及ぼさないとしている。）。従来の FTA/EPA においても、ガット及び GATS の一般的例外規定を組み込む方式は一般的に採用されており、本章はそれを踏襲するものである¹。

章番号	内容（物品貿易関連）	例外規定
第 2 章	内国民待遇及び物品の市場アクセス	ガット 20 条
第 3 章	原産地規則及び原産地手続	同上
第 4 章	繊維及び繊維製品	同上
第 5 章	税関当局及び貿易円滑化	同上
第 6 章	衛生植物検疫措置	同上
第 7 章	貿易の技術的障害	同上
第 17 章	国有企業及び指定独占企業（物品関係）	同上

¹ 具体例として、[米国・シンガポール自由貿易協定 21.1 条](#)。

章番号	内容（サービス貿易関連）	例外規定
第 10 章	国境を越えるサービスの貿易	GATS14 条
第 12 章	ビジネス関係者の一時的な入国	同上
第 13 章	電気通信	同上
第 14 章	電子商取引	同上
第 17 章	国有企業及び指定独占企業（サービス関係）	同上

各章には個別の例外規定等が置かれており、本規定は各章に横断的に適用される「一般的」例外を扱っている。よって、各章の規律内容を理解するためには、個別の例外規定等と一般的例外規定を合わせて考慮に入れる必要がある。

《安全保障のための例外》 29.2 条は、安全保障のための例外を規定する [ガット 21 条](#) 及び [GATS14 条の 2](#) の規定を参照しつつ、それらを統合し、整理した規定となっている²。同条 (b)における「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」は、それに該当する具体的措置が明示されていないが、ガット 21 条 (b) 及び GATS14 条の 2 (b) に列挙される措置は当然含まれ、かつ、それらに限られないと解することができる。

《一時的なセーフガード措置》 29.3 条は、物品貿易に関し、③ [ガット 12 条](#) のいわゆる国際収支の擁護のための制限に関する例外を組み込むほか（同 6）、主に国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等の、① 経常勘定取引のための支払又は移転についての制限、及び② 資本の移動に関連する支払又は移転についての制限を例外としている（同 2 及び 3）。① 及び② の例外は、[GATS12 条](#) の規定を土台に、サービス貿易だけでなく投資に関する場面も考慮に入れて設計されているが、こうした規定は従来の FTA/EPA に見られないものであり、2008 年以降の世界金融経済危機の経験に基づき、その必要性が認識されたものと解することができる³。本規定は、全体として国際収支の危機時に海外送金を制限する自由を確保したい途上国の利益を反映している一方で⁴、外国直接投資で得られた収益の移転の自由（投資章 9.9 条の移転自由条項）を確保したい先進国の利益も 29.3 条（投資章 9.8 条（収用及び補償）の適用）、29.3 条 4 (f)（外国直接投資関連の支払・移転への不

² 同一の規定の例として、[米国・シンガポール自由貿易協定 21.2 条](#) 及び [米国・中米間自由貿易協定 \(DR-CAFTA\) 21.2 条](#)。

³ ただし、例外として後掲注 5 のチリ・タイ自由貿易協定 15.4 条参照。なお、投資協定における経済的セーフガード条項の導入の必要性について論じた論考として、[川瀬剛志「投資協定における経済的セーフガードとしての緊急避難—アルゼンチン経済危機にみる限界とその示唆—」RIETI Discussion Paper Series 09-J-003, 1-80 頁 \(2009\)](#)。

⁴ 特に、チリは投資章の附属書 9E において、「通貨の安定性並びに対内支払及び対外支払の通常の運営を確保するため」の資本移動制限等について留保を設けている。

適用) 等に反映されており、両者間の厳しい交渉の結果の産物と理解できる⁵。

《たばこ規制措置の ISDS 付託除外》 たばこ規制措置に関して、締約国は、海外投資家による ISDS 付託の利益を否認することができる (29.5 条)。豪政府によるタバコ規制措置 (プレーン・パッケージング) に対して、フィリップ・モリス社が香港=豪 BIT を根拠として ISDS に紛争を付託した事案があり、本件を契機として広く ISDS 批判が巻き起こった。29.5 条は、こうした ISDS 批判に対応するために設けられたものである。なお、投資章 (9 章) では、投資受入国の「公共の福祉に係る正当な目的」 (legitimate public welfare objectives) を保護するための措置が TPP 投資章の違反を構成しないことが明記されている (附 9B (収用) 3 条(b)、9.4 条脚注 14、9.10 条 3(h))。たばこ規制措置もこうした規定によって保護されると解されるところ、29.5 条は特別例外規定を設けており、上記事件に対する懸念が TPP 交渉国に強かったことを物語っている。ただし、上記の事件では、2015 年 12 月 18 日に仲裁廷が管轄権を否定する判断を下している (仲裁裁定は未公表)。

III. 備考および更新情報

該当情報なし。

⁵ チリ・タイ自由貿易協定 (2013 年 10 月 4 日署名・2015 年 11 月 5 日発効) は、国際収支擁護のための物、サービス及び資本移動に関する制限を例外として認める規定を置いている (15.4 条)。それとの比較で、TPP29.3 条の規定は、要件を追加し、かつ外国直接投資関連の支払・移転に対する不適用を設ける等、より先進国の利益を反映したものとなっている。